

「林野火災に関する警報・注意報」がはじまりました

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を契機として市域における林野火災の発生の防止を目的とした「**林野火災警報・注意報**」を発令するため相模原市火災予防条例を改正しました



林野火災警報・注意報の対象期間・発令基準 屋外における火の使用制限と対象区域

林野火災警報・注意報の発令時には屋外での火の使用が制限されます

【発令期間】

発令対象期間は、1月から5月までとなります

【発令基準】

・林野火災注意報

次のいずれかに該当する場合

- ①直近の3日間の合計降水量が1mm以下であって、直近の30日間の合計降水量が30mm以下の場合
- ②直近の3日間の合計降水量が1mm以下であって、乾燥注意報が発表された場合

・林野火災警報

林野火災に関する注意報の発令基準を満たし、かつ、強風注意報が発表された場合

【屋外における火の使用の制限】

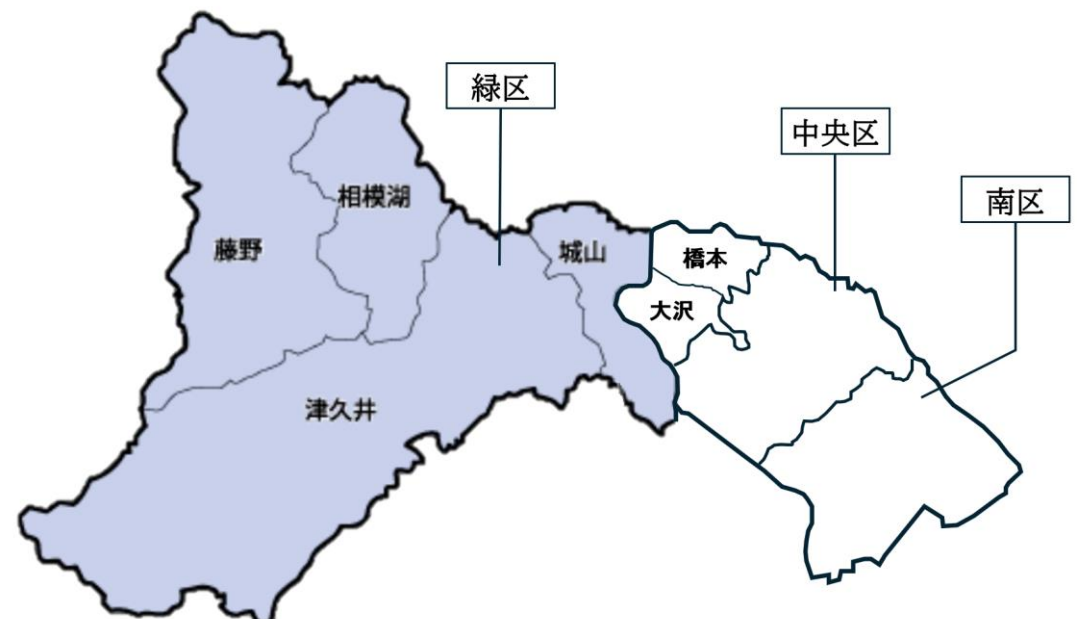
対象となる行為：「たき火」、「野焼き※」、「どんど焼き」「火入れ」、「花火」など

※廃棄物（ごみ）の野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止です

林野火災注意報の発令時は努力義務ですが、**警報発令時は禁止**となります

- 林野火災警報発令時に屋外で火を使用した場合、消防法により罰せられることがあります

【屋外における火の使用の制限の対象区域】



■ 対象区域 : 緑区の一部(城山地区、津久井地区、相模湖地区及び藤野地区)

□ 非対象区域 : 中央区、南区及び緑区の一部(橋本地区及び大沢地区)

【たき火等をする際は届出が必要】

相模原市では火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為をする場合は届出が必要です（相模原市火災予防条例第47条関係）

①届出は市内全域、林野火災警報・注意報の発令対象期間以外でも必要です

②届出をしていても林野火災警報発令時は屋外での火の使用は禁止です

【たき火等に該当する行為の例】

薪、枯枝や枯草などの焼却行為、どんど焼きや神社等のかがり火
バーベキューなど炎や火の粉が飛散するもの



たき火等に該当しないもの

液体燃料（ガソリン、灯油など）、固体燃料（炭などの固形燃料）
気体燃料（LPG、カセットコンロなど）を使用する火気器具
電気を熱源とする器具



林野火災警報・注意報の発令状況を確認するには



消防局公式X
期間中毎日更新



相模原市公式HP
期間中警報のみ
毎日更新※



さがみはら
メルマガ（防災）
（警報時のみ送信）

林野火災警報は対象区域にひばり放送でもお知らせします

※注意報は平日のみ更新となります

たき火等の届出はこちらから



相模原市公式HPリンク先
電子申請も可能です

【お問い合わせ先】 相模原市消防局

予防課 042-751-9117

相模原消防署 042-751-0119 南消防署 042-744-0119

北消防署 042-774-0119 津久井消防署 042-685-0119